

令和 7 年度笠岡市広告入り封筒無償提供者募集要領

この要領は、市役所で使用する広告入り封筒（以下「広告入り封筒」という。）の無償提供を希望する者（以下「無償提供希望者」という。）を公募するに当たり、募集の取扱等に関し必要な事項を定めるものです。

1 無償提供していただくもの

(1) 広告入り郵送用封筒

笠岡市が公用で使用する広告入り郵送用封筒

ア 募集枚数

角形 2 号 20,000 枚

長形 3 号 60,000 枚

※上記は、年間の使用見込み枚数であるため、使用数量の担保はいたしません。

イ 仕様等

①封筒の材質

上質紙 90K 以上・桃色かつ中身が透けないこと

②封筒の規格

角形 2 号封筒

長形 3 号封筒

③広告の規格

ア 市の業務内容等の掲載部分は、概ね次のとおりとします。

角形 2 号 表面の下部の概ね 40% 程度

長形 3 号 表面の左下部の概ね 20% 程度

イ 広告の掲載部分は、封筒の裏面全面とします。

ウ 広告の枠数は、裏面に 1～6 枠とします。

エ 封筒に「この封筒は、広告主の協賛により寄贈されたものです。なお、広告内容については、直接広告主にお問い合わせください。」と表示してください。あわせて、無償提供希望者の名称及び連絡先を記載してください。

※行政情報及び広告掲載等の詳細は別途協議いたします。

④刷り色

別途協議いたします。

ウ 梱包

1 束 100 枚ごとに区分し、箱に入れて納品してください。

エ 広告入り郵送用封筒の使用期間

令和 8 年 1 月から令和 8 年 12 月までの 12 か月間

オ 広告入り郵送用封筒の使用部署

笠岡市役所全部署

カ 広告入り郵送用封筒の納入場所及び納入期限

①納入場所は、企画政策課

②第1回目の納入期限は、令和7年12月19日（金）です。

納入回数は、角形2号と長形3号それぞれ4回以上とし、詳細は別途協議いたします。

(2) 広告入り窓口用封筒

来庁者が住民票や印鑑登録証明書など各種証明書などの持ち帰り用として利用する広告入り窓口用封筒

※必要に応じて来庁者が自由に利用するもので、市が利用を義務付けているものではありません。

ア 募集枚数

角形20号 30,000枚

※上記は、年間の使用見込み枚数であるため、使用数量の担保はいたしません。なお、この数量を超える枚数が必要となった場合は、追加で無償提供をお願いすることがあります。

イ 仕様等

①封筒の材質

上質紙90K（再生紙）・白無地

②封筒の規格

角形20号封筒（フタなし）

③広告の規格

ア 市の業務内容等の掲載部分は、封筒の表面及び裏面それぞれの上部の概ね60%程度とします。

イ 広告の掲載部分は、封筒の表面及び裏面それぞれの下部の概ね40%程度とします。

ウ 広告の枠数は、表面及び裏面のそれぞれに1～2枠とします。

エ 封筒に「この封筒は、広告主の協賛により寄贈されたものです。なお、広告内容については、直接広告主にお問い合わせください。」と表示してください。あわせて、無償提供希望者の名称及び連絡先を記載してください。

※行政情報及び広告掲載等の詳細は別途協議いたします。

④刷り色

別途協議いたします。

ウ 梱包

1束100枚ごとに区分し、箱に入れて納品してください。

エ 広告入り窓口用封筒の設置期間

令和8年1月から令和8年12月までの12か月間

オ 広告入り窓口用封筒の設置場所

笠岡市役所市民課、税務課、その他市長が指定する場所

カ 広告入り窓口用封筒の納入場所及び納入期限

①納入場所は、上記の設置場所(各納入枚数等は、別途協議)

②第1回目の納入期限は、令和7年12月19日(金)です。

第2回目以降は、別途協議いたします。

2 応募方法等

(1) 広告入り封筒無償提供者の要件及び広告掲載基準

無償提供者の要件は、要領を承諾し、履行できる事業者等であればどなたでもかまいません。
ただし、次に掲げる事項に該当する場合は除きます。

①市税等に滞納がある事業者

②本市において一般競争参加停止又は指名停止を受けている事業者

③民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続中の事業者又は会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続中の事業者

④笠岡市暴力団排除条例(平成24年笠岡市条例第11号)第2条第1号に掲げる暴力団、同条第2号に掲げる暴力団員、同条第3号に掲げる暴力団員等若しくは笠岡市の事務事業からの暴力団等排除対策要綱(平成25年笠岡市告示第23号)第2条第4号に掲げる暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者

⑤その他無償提供者として適当でないと市長が認める事業者

なお、広告主及び広告内容の基準については、笠岡市広告掲載規則(平成22年笠岡市規則第17号)の規定によります。

(2) 応募期間

令和7年9月3日(水)から令和7年9月17日(水)午後5時まで

(3) 応募方法

次号の提出書類一式を、郵送又は持参により次のところに提出してください。

なお、持参の場合は、土曜、日曜、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで受付けます。

〒714-8601

笠岡市中央町1番地の1

笠岡市役所 政策部 企画政策課

電話：0865-69-2110 FAX：0865-63-0228

E-mail：kikakuseisaku@city.kasaoka.jp

(4) 提出書類

①広告入り封筒無償提供申込書(様式第1号)

②商業登記簿謄本又は登記事項証明書(提出期限前3か月以内のもの)

③納税証明書（直近事業年度の事業税、提出期限前3か月以内のもの）

※個人事業主の場合は、市民税の滞納が無いことを証明するもので提出期限前3か月以内のものとする。

④会社概要など事業内容の分る書類（個人事業主の場合は、事業主の身分証明書、住民票）

⑤笠岡市暴力団排除条例に係る誓約書（様式第2号）

⑥使用する紙見本（ほかの自治体等に納めている実際の封筒でも可）

(5) 提出部数

各1部

(6) 無償提供者の選定

ア 広告入り郵送用封筒

提出された書類に基づき、広告入り封筒無償提供者の要件を満たす事業者を1者選定します。

（特に、使用する紙を重視します。）

なお、選定結果については、すべての申込者に対して文書で通知します。

イ 広告入り窓口用封筒

提出された書類に基づき、広告入り封筒無償提供者の要件を満たす事業者を選定します。

要件を満たす事業者が複数ある場合は、全ての事業者を選定し、それぞれの封筒の募集枚数を事業者の数で按分します。

なお、選定結果については、すべての申込者に対して文書で通知します。

(7) 協定書の締結

無償提供者の決定後、広告入り封筒の無償提供に関する協定書を締結します。

3 広告入り封筒の作製

(1) 広告入り封筒の作製に際しては、広告主及び広告内容について、本市広告審査委員会の承認が必要となります。

(2) 前号の承認にあたり、広告の内容等に修正、削除等の必要があると判断された場合は、無償提供者を通じて広告主に修正・削除等を求めることがあります。

(3) 校正回数

文字校正及び色校正を各2回以上行います。

4 その他

(1) 無償提供希望者は、この募集要領及び笠岡市広告掲載規則を理解、了承のうえ、応募してください。

(2) 提出された書類等は返却いたしません。

5 問合せ先

〒714-8601

笠岡市中央町1番地の1

笠岡市役所 政策部 企画政策課

メールアドレス kikakuseisaku@city.kasaoka.jp

電 話 0865-69-2110

FAX 0865-63-0228